

神戸市過疎地有償運送運営協議会傍聴要領(案)

平成20年9月 日

神戸市過疎地有償運送運営協議会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、神戸市過疎地有償運送運営協議会設置要綱第9条の規定に基づき、神戸市過疎地有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。

(傍聴の手續)

第3条 協議会を傍聴しようとする者は、傍聴章(様式1)の交付を受け、着用しなければならない。

2 傍聴章の交付を受けた者は、一般席で傍聴することができる。

(傍聴章等の交付)

第4条 傍聴章は、協議会開会の当日、所定の時間及び場所で先着順に、傍聴整理票(様式2)に氏名、住所、電話番号を記入することにより交付する。

(通用期日)

第5条 傍聴章は、交付当日に限り通用する。

(傍聴章の交付を受けて交通会議を傍聴する者の定員)

第6条 傍聴章の交付を受けて協議会を傍聴する者の定員は20人とする。

(傍聴章等の返還)

第7条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするとき返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1)会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者。

(2)酒気を帯びていると認められる者。

(3)その他円滑な議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者。

(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、協議会の傍聴に当たって、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)協議会における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2)騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。

(3)飲食又は喫煙を行わないこと。

(4)会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、協議会等の会長の許可を得たときは、この限りではない。

(5)全各号に掲げるもののほか、協議会の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(撮影等の禁止)

第10条 傍聴人は、協議会において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、協議会を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第12条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第13条 傍聴人がこの要領に違反したときは、会長は当該傍聴人を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

附 則

この要領は、平成20年9月 日から施行する。

様式 1 (傍聴章)

神戸市過疎地有償運送 運営協議会		
傍	聴	章
No. 1		

様式 2 (傍聴整理票)

神戸市過疎地有償運送運営協議会 傍聴整理票

平成 年 月 日 ( )

傍聴章番号	
氏 名	
住 所	
電話番号	
傍聴章の返還	<input type="checkbox"/> 済

## 傍聴人の注意事項

1. 傍聴章は必ず左胸につけてください。
2. 傍聴人は、所定の会場に入って静かに待機してください。
3. 傍聴席では次のことを守ってください。守られない場合には退場していただくことがあります。
  - (1) 協議会での発言に対して、拍手などの方法で賛否を表明しないこと  
その他声を出して騒ぎたてないこと（静粛にすること）
  - (2) 飲食又は喫煙をしないこと
  - (3) 写真、映画等の撮影及び録音等をしないこと
  - (4) その他協議会の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと
4. 傍聴を終え、お帰りの際は、必ず傍聴章をお返してください。
5. その他すべて係員の指示に従ってください。